

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	農業協同組合合併助成法
根拠条項	第9条第3項
処分の概要	合併推進法人の指定の取消
法令の定め	農業協同組合合併助成法(昭和36年3月31日法律第48号) 第9条 都道府県知事は、第7条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。 2 都道府県知事は、推進法人が第7条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 3 都道府県知事は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第6条第1項の指定を取り消すことができる。 4 都道府県知事は、前項の規定により第6条第1項の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
処分基準	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号:011-231-4111(内線27-262))
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号:011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudokujourei.html)